

役員及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会（以下「協会」という。）の定款第18条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、協会を勤務場所として常時職務に服する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬月額、別表1のとおりとする。
- 3 常勤役員に対する期末手当の支給率及び加算率は別表2のとおりとする。
- 4 監事の報酬年額は、別表3のとおりとする。なお、期末手当、退職手当は支給しない。

(役員報酬額の決定)

第4条 常勤役員の役員報酬は（別表1）常勤役員の報酬月額を基準とし、年額の総支給限度額について、評議員会で決議し、その範囲内で理事会において決定するものとする。

- 2 監事の役員報酬は、（別表3）監事の報酬年額を基準とし、年額の総支給限度額について評議員会において決議し、その範囲内で監事の協議により決定するものとする。

(報酬等の支給方法等)

第5条 常勤役員の支給方法等については、協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に準ずる。

- 2 監事の報酬は、年額を2等分した額を、6月21日と12月21日に支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員にあっては、職務執行の都度、速やかに本人に支払うものとする。ただし、本人の申し出により、指定の口座へ振り込みの方法により支払うことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(期末手当の支給額)

第6条 期末手当の支給額は、報酬月額及び加算額の合計額に別表2に掲げる支給率の割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の加算額については、報酬月額に別表2に掲げる加算率の割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給額)

第7条 常勤役員が退職した場合には、当該役員（地方公共団体退職者を除く。）に対し、退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の額は、退職当時の報酬月額の100分の12.5に相当する額を勤務月数に乘じ得た額とする。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から役員報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの役員報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの役員報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、役員報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その役員報酬額は、その月の総日数から業務日以外の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(端数の処理)

第9条 前条第4項の規定により計算した金額に端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用の支給)

第10条 役員等には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

2 支給に関し、必要な事項は職員等出張旅費規程による。

(通勤手当の支給)

第11条 通勤手当の支給日、支給方法並びに支給額等に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準じる。

(改正)

第12条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 から施行する。

別表 1 （常勤役員の報酬月額）

役職名	報酬月額
役 員	鹿児島県職員の「行政職給料表」の「定年前再任用短時間勤務職員」の項の「8 級」の欄の給料月額以内

別表 2 （常勤役員の期末手当の支給率及び加算率）

支給率	鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例第 3 条に規定する期末手当の額の支給率とする。
加算率	鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第 8 条第 1 項に規定する別表第 1 の「行政職給料表」の項の「職務の級 8 級以上の職員」の欄の加算割合以内

別表 3 （監事の報酬年額）

役職名	報酬年額
監事	240,000 円